

令和3年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和3年2月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階大会議室
- 2 開会日時 令和3年2月10日(水) 午後3時00分
- 3 閉会日時 令和3年2月10日(水) 午後3時50分
- 4 出席委員(13名)

1番 松嶋清治 委員	2番 沖澤 勝 委員
3番 砂渡精一 委員	4番 坂岡正晴 委員
5番 沖沢恵美子 委員	6番 母良田 昭 委員
8番 金 洌 亘 委員	9番 金 沢 幸 弘 委員
10番 斎藤 正 委員	11番 新山秀男 委員
13番 田中裕紀 委員	14番 四木俊一 委員
15番 田中 誠 委員	
- 5 欠席委員(2名)

7番 目時隆幸 委員	12番 下田利昭 委員
------------	-------------
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第32号 農地の転用事実に関する照会について
議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第29号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第30号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について
議案第33号 令和3年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について
- 7 会議録署名委員
14番 四木俊一 委員 2番 沖澤 勝 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高橋宏典 事務局次長 鈴木博文
事務局主査 川村徹朗
- 9 書 記
事務局主査 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和3年1月27日告示招集いたしました令和3年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和3年1月27日告示招集されました令和3年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、7番 目時 隆幸 委員、12番 下田 利昭 委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

14番 四木 俊一 委員と2番 沖澤 勝 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第28号
で私が該当しますので、議案審議前に退席することになります。
なお、議案第28号については松嶋職務代理者が議長として会議の進行を行います。
議案第32号で、14番 四木 俊一 委員が該当しますので退席します。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第30号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第30号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたしま
す。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第30号を報告済みといたします。

次に報告第31号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いた
します。
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第31号を報告済みといたします。

次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第32号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第32号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(坂岡委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第28号を上程する前に、私が会議規則第11条に抵触しますので退席し、職務代理者が議長を務めます。

(田中会長退席)

職務代理 次に、議案第28号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第28号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって議案第28号は承認することに決定いたしました。

議案第28号の審議が終了しましたので、田中会長の入室を求めます。
(田中会長入室)

議長 次に、議案第29号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第29号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
(案)を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 29 号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 30 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 30 号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第 30 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 30 号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 31 号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 31 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第31号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号は承認することに決定いたしました。

議案第32号を上程する前に、14番 四木 俊一 委員が会議規則第11条に抵触しますので、退席します。
(四木委員退席)

次に、議案第32号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第32号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第
1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求
める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し
承認することを求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第32号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

議案第32号の審議が終了しましたので、14番 四木 俊一 委員の入室を求めます。
(四木委員入室)

次に、議案第33号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第33号「令和3年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」
令和2年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し
公表するので承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時50分 】